

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
16	小沢 映子（27）	<p>1. 障害者権利条約の国連勧告を受けて～障害のある人の人権や自由は守られるのか～</p> <p>障害のある人の人権や自由を守ることを定めた障害者権利条約に基づき、国連の権利委員会による批准後初めての審査が行われ、今年9月9日に総括所見・改善勧告が公表された。中でも権利委員会が最も重視したのが第19条「自立した生活及び地域社会への包容」と第24条「教育」だ。障害のある人の強制入院や分離された特別な教育の中止などが求められている。法的拘束力はないが極めて重く、政府は対応を求められている。</p> <p>勧告書の第24条「教育」において、障害児が特別支援学校や特別支援学級に分離されることで通常の教育を受けにくくなっているとして懸念を表明し、障害児を分離する現状の特別支援教育の在り方を改めるよう日本政府に強く求めた。</p> <p>精神科病院の入院患者数は、厚労省の調査によると2020年はおよそ29万人、平均入院日数は277日とOECDの中でも突出しており、特異な状況になっている。勧告書の第19条では、精神科病院の強制入院を障害に基づく差別であるとし、自由を奪っている法令の廃止を求めている。そこで、国連の勧告を受けて、富士市での考えを伺う。</p> <p>(1) 国連が懸念を示すような障害児が特別支援学校や特別支援学級に分離される教育について、市としてはどのように考えているか。</p> <p>(2) 精神科病院への強制入院である医療保護入院の廃止について勧告されたが、市としての考え方を伺う。また、精神障害者の長期入院を避け、地域で生活するための支援体制について伺う。</p> <p>2. 医療的ケア児支援法が成立して状況は改善されたのか</p> <p>医療的ケア児とは、難病や障害で日常的にたんの吸引や人工呼吸器などが必要な子供たちのことを言い、推計で全国に2万人以上いるとされる。</p> <p>登校する際に保護者の付添いを求められたり、保育所などで預かってもらえなかったりするケースもあり、進学を諦めたり、進学先が限られたりするほか、家族も離職を余儀なくされるなどの課題が指摘されている。</p> <p>こうした状況を改善しようと、2021年6月、医療的ケア児支援法が成立した。</p> <p>支援法では、子供や家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務があると明記し、必要な対応を求めている。</p> <p>そこで、保育園、学校、こども発達センター、家庭等での医療的ケア児への支援状況と今後の課題について伺う。</p>	市長 及び 教育長 担当部長